



県章

山形県公報

平成17年5月24日(火)

第1644号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

山形県温泉法の施行に関する規則の一部を改正する規則..... (環境保護課) ...563

告 示

指定居宅介護支援事業者の指定..... (最上総合支庁福祉課) ...564

道路の区域の変更..... (村山総合支庁北村山総務建築課) ...565

同 (同) ... 同

同 (同) ... 同

同 (同) ...566

同 (同) ... 同

同 (同) ... 同

同 (同) ...567

県道の供用の開始..... (同) ... 同

同 (同) ... 同

同 (同) ...568

道路の位置の指定..... (置賜総合支庁建築課) ... 同

土地改良事業の計画変更の同意..... (置賜総合支庁農村計画課) ... 同

県営土地改良事業計画の変更..... (庄内総合支庁農村計画課) ... 同

土地改良区の定款変更の認可..... (同) ...569

公 告

県営住宅入居者の一般公募..... (置賜総合支庁西置賜総務建築課) ... 同

特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告..... (公安委員会) ...571

同 (病院事業局) ...572

特定調達契約に係る落札者の公告..... (同) ... 同

正 誤

規 則

山形県温泉法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年5月24日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第41号

山形県温泉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県温泉法の施行に関する規則(平成14年3月県規則第28号)の一部を次のように改正する。

別記様式第7号中

| | |
|--------------|---------------|
| 登録分析機関の名称 | |
| 登録分析機関の登録番号 | |
| 浴用・飲用の禁忌症 | 別紙掲示内容の写しのとおり |
| 浴用・飲用の方法及び注意 | 別紙掲示内容の写しのとおり |

を

添付書類

掲示の場所を示す地図

| | | | | |
|--|---------------|-----|-----------------|--|
| 登録分析機関 | 名 称 | | | |
| | 登録番号 | | | |
| 温泉の成分に影響を与える項目(浴用に供する場合のみ記入) 浴槽ごとに状態が異なる場合は、浴槽ごとに別紙に記載して添付すること。 | 項 目 | 有 無 | 有 の 場 合 そ の 理 由 | |
| | 加 水 | | | |
| | 加 温 | | | |
| | 循 環 利 用 | | | |
| | 循 環 ろ 過 | | | |
| | 入浴剤添加 | | (入浴剤の名称：) | |
| | 消 毒 処 理 | | (消毒の方法：) | |
| 浴用又は飲用の禁忌症 | 別紙掲示内容の写しのとおり | | | |
| 浴用又は飲用の方法及び注意 | 別紙掲示内容の写しのとおり | | | |

に

添付書類

- 1 温泉分析書の写し
- 2 掲示内容の写し
- 3 掲示の場所を示す図面

改める。

別記様式第8号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第471号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年 5月24日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地 | 事業所の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|---------------------------|----------------------------|------------|
| 合資会社伊藤商会 新庄市沖の町 4 番36号 | ネットワークいとう 新庄市沖の町 4 番36号 | 平成17. 5.13 |

山形県告示第472号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成17年5月24日から同年6月2日まで縦覧に供する。

平成17年5月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東根尾花沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|--------------------|---|------|----------------|------------|
| 村山市楯岡新町一丁目154番17から | | 旧 | 8.0メートル | メートル 35 |
| 同 楯岡新町一丁目154番47まで | | | 8.5 | |
| 同 | 上 | 新 | 8.0メートル 9.8 | 同上 |

山形県告示第473号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成17年5月24日から同年6月2日まで縦覧に供する。

平成17年5月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 尾花沢関山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|--------------------|---|------|-----------------|------------|
| 村山市楯岡新町三丁目4868番3から | | 旧 | 8.4メートル | メートル 56 |
| 同 楯岡新町三丁目4868番3まで | | | 30.0 | |
| 同 | 上 | 新 | 8.4メートル 32.0 | 同上 |

山形県告示第474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成17年5月24日から同年6月2日まで縦覧に供する。

平成17年5月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東根停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|---|------|----------------|------------|
| 東根市大字東根元東根字下川原846番3から 同 大字東根元東根字下川原850番6まで | 旧 | 7.0メートル 7.5 | メートル 56 |
| 東根市大字東根元東根字下川原850番1から 同 大字東根元東根字下川原850番2まで | 新 | 8.0メートル 8.5 | 同 上 |

山形県告示第475号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成17年5月24日から同年6月2日まで縦覧に供する。

平成17年5月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 尾花沢最上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|---|------|-----------------|-------------|
| 尾花沢市大字二藤袋字下宿156番1から 同 大字二藤袋字下宿221番まで | 旧 | 7.8メートル 15.0 | メートル 170 |
| 同 上 | 新 | 7.8メートル 22.4 | メートル 160 |

山形県告示第476号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成17年5月24日から同年6月2日まで縦覧に供する。

平成17年5月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 鶴子尾花沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|--|------|------------------|-----------|
| 尾花沢市大字鶴子字堀ノ内451番3から 同 大字鶴子字堀ノ内451番3まで | 旧 | 15.0メートル 16.1 | メートル 8 |
| 尾花沢市大字鶴子字堀ノ内451番から 同 大字鶴子字堀ノ内451番まで | 新 | 15.1メートル 17.5 | 同 上 |

山形県告示第477号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成17年5月24日から同年6月2日まで縦覧に供する。

平成17年5月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 鶴子尾花沢線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---------------------|---|------|------------------|---------|
| 尾花沢市大字延沢字花の木5354番から | | 旧 | 8.6メートル | 456メートル |
| 同 大字延沢字花の木5485番から | | | 12.5 | |
| 同 | 上 | 新 | 12.0メートル 17.0 | 同上 |

山形県告示第478号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成17年5月24日から同年6月2日まで縦覧に供する。

平成17年5月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 尾花沢大石田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---------------------------|---|------|-----------------|--------|
| 北村山郡大石田町大字大石田字上ノ原丙380番8から | | 旧 | 6.8メートル | 65メートル |
| 同 大字大石田字上ノ原甲623番20まで | | | 16.6 | |
| 同 | 上 | 新 | 6.8メートル 16.6 | 同上 |

山形県告示第479号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成17年5月24日から同年6月2日まで縦覧に供する。

平成17年5月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 東根停車場線
- 2 供用開始の区間 東根市大字東根元東根字下川原850番1から
同 大字東根元東根字下川原850番2まで
- 3 供用開始の期日 平成17年5月24日

山形県告示第480号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成17年5月24日から同年6月2日まで縦覧に供する。

平成17年5月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 鶴子尾花沢線
- 2 供用開始の区間 尾花沢市大字鶴子字堀ノ内451番から
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成17年5月24日

山形県告示第481号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成17年5月24日から同年6月2日まで縦覧に供する。

平成17年5月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 尾花沢大石田線
- 2 供用開始の区間 北村山郡大石田町大字大石田字上ノ原丙380番8から
同 大字大石田字上ノ原甲623番20まで
- 3 供用開始の期日 平成17年5月24日

山形県告示第482号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び高畠町役場において縦覧に供する。

平成17年5月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私道置総建第264号
- 2 指定の場所 東置賜郡高畠町大字福沢字樋越式675番12
- 3 道路の状況 幅員5.0メートル、延長34.5メートル
- 4 指定年月日 平成17年5月13日

山形県告示第483号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により土地改良事業計画の変更を次のとおり同意した。

平成17年5月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良事業を行う者の名称
高畠町
- 2 同意年月日
平成17年5月9日

山形県告示第484号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営日向上流土地改良（中山間地域総合整備）事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年5月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営日向上流土地改良（中山間地域総合整備）事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
八幡町役場
- 3 縦覧に供する期間
平成17年5月27日から同年6月24日まで
- 4 その他
この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第485号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成17年 5月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称
日向川土地改良区
- 2 事務所の所在地
飽海郡八幡町市条字村ノ前68番地の1
- 3 認可年月日
平成17年 5月13日

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により山形県公営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成17年 5月24日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称 | 所在地 | 規格 | | 公募戸数 | 区分 | 家賃 | | | | | 敷金 | 摘要 | |
|-----------------|------------------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|--------------------------|------------------------------------|
| | | 住宅形式 | 1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル | | | 収入が 123,000円 以下の者 | 収入が123,000円 を超え153,000円 以下の者 | 収入が153,000円 を超え178,000円 以下の者 | 収入が178,000円 を超え200,000円 以下の者 | 収入が200,000円 を超え238,000円 以下の者 | | | 収入が238,000円 を超え268,000円 以下の者 |
| 県営成田アパート | 長井市成田3102 - 3 | 3DK | 58.4 | 1 | 一般用 | 14,600 | 17,700 | 20,900 | 24,100 | 27,900 | 32,000 | 3月分 の家賃 に相当 する額 | |
| 同 小国アパート ト2号 | 西置賜郡小国町 大字兵庫館3 - 3 - 8 | 同 | 59.4 | 1 | 同 | 13,400 | 16,300 | 19,300 | 22,300 | 25,700 | 29,600 | | |
| 同 白鷹アパート | 同 白鷹町 大字荒砥乙1482 - 1 | 同 | 55.7 | 1 | 同 | 12,500 | 15,200 | 18,000 | 20,700 | 24,000 | 27,500 | | |
| 同 宝前町住宅 | 同 大字十王5502 - 11 | 3LDK | 77.0 | 1 | 同 | 17,600 | 21,300 | 25,200 | 29,100 | 33,600 | 38,600 | | |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害(知的障害を除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成17年6月1日から同月10日まで(ただし、郵送の場合は、平成17年6月10日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 置賜西事務所
(山形県長井市高野町二丁目3番1号)

5 入居の時期 平成17年7月上旬

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年5月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 随意契約に係る物品等及び特定役務の名称及び数量
指紋情報管理システムの賃貸借及び保守 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県警察本部警務部会計課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成17年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
NECリース株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目6番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 39,452,805円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号該当

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年5月24日

山形県立中央病院長 齋 藤 幹 郎

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
A重油(JIS1種2号)2,200キロリットル
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立中央病院医事経営課 山形市大字青柳1800番地 電話番号023(685)2623
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成17年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社鈴木油店 山形県山形市江南二丁目1番32号
- 5 契約金額 44.1円(1リットル当たり)
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号。以下「特例規則」という。)第3条の公告を行った日 平成17年2月8日
- 8 随意契約の理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、これらの落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年5月24日

山形県立新庄病院 中 嶋 凱 夫

- 1 (1) 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県立新庄病院院内清掃等業務 一式
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立新庄病院総務課 新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
- (3) 落札者を決定した日 平成17年3月23日
- (4) 落札者の名称及び所在地
クリーンサービス株式会社 酒田市北新橋一丁目12番13号
- (5) 落札金額 49,980,000円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- (7) 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号。以下「特例規則」という。)第3条の公告を行った日 平成17年2月8日
- 2 (1) 落札に係る特定役務の名称及び数量
A重油(JIS1種2号)1,190キロリットル(予定数量)
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立新庄病院医事経営課 新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525

- (3) 落札者を決定した日 平成17年3月28日
- (4) 落札者の名称及び所在地
野口鉱油株式会社 天童市鎌田一丁目13番1号
- (5) 落札金額 46.41円(1リットルあたり)
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- (7) 特例規則第3条の公告を行った日 平成17年2月8日

正 誤

| 発行年月日 | 県公報 番 号 | ページ | 行 | 誤 | 正 |
|------------|-------------|-----|-------|-------------------|---|
| 平成17. 3.18 | 第1627号 | 244 | 下から13 | 定める標準伐期齢以上のものとする。 | 定める標準伐期齢以上のものとする。 (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 |
| 同 | 5. 6 第1639号 | 471 | 下から 4 | 上ウラ山786 | 字上ウラ山786 |
| 同 | 同 | 472 | 下から10 | 解除する予定である。 | 解除する。 |
| 同 | 同 | 同 | 下から 6 | 解除予定 | 解除に係る |
| 同 | 5.13 第1641号 | 514 | 20 | 同 | 天童市 |

平成17年5月24日印刷
平成17年5月24日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056